

土 総 3 4 9 号
令和2年8月18日

隠岐支庁関係各局長 様
農林水産部各課長 様
農林水産部各地方機関の長 様
土木部各課長 様
土木部各地方機関の長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)

建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところです。

このことに併せ、法定福利費を受発注者間の契約段階で確保し、適切に元請・下請業者間の請負契約に反映させていくことを目的として、島根県土木部及び農林水産部が入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事において、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 島根県土木部及び農林水産部発注の建設工事の設計金額における法定福利費相当分の明示について

予定価格の積算時に法定福利費について個別に明示することとし、契約締結後に公表される工事の金入り設計書において島根県の想定する法定福利費相当額を公表することとする。

2. 明示及び公表の開始時期について

土木部所管工事（港湾工事、空港土木工事、建築工事を除く）：令和2年7月1日

土木部所管工事（港湾工事、空港土木工事）：令和2年9月1日

農林水産部所管工事：令和2年9月1日

公共工事積算共同利用システムにより積算している場合、総括情報表（2枚目）

の欄外に法定福利費が表示される。

なお、公共工事積算共同利用システムを使用せず作成する機械設備工事等の法定福利費については、別途計算する必要があるため、技術管理課土木設計基準Gに問い合わせること。

3. 各発注機関における対応について

事業担当課及び契約担当課において、入札時に提出される工事費内訳書もしくは契約締結後に提出される請負代金内訳書において入札金額における法定福利費相当分の明示の有無、及び発注者の当初想定した法定福利費相当分との著しい乖離(※)の確認を行う。

※著しい乖離とは、発注者の当初想定した法定福利費相当分の2分の1を下回る額の場合をいい、下回る額が明示された場合は、法定福利費相当分の見積もり方法等について受注者へヒアリングを行うこと。

ただし、本通知による取扱いは当面の間は努力義務であるため、法定福利費の明示がないことによる特段の対応は不要とする（請負代金内訳書における法定福利費の明示についての島根県建設工事請負契約約款の改正を予定しており、令和2年10月1日以降は義務化予定（別途通知予定））。

なお、工事費内訳書の審査における注意事項は下記のとおり。

※工事費内訳書の審査における注意事項

- ・工事費内訳書への法定福利費の明示の有無、発注者の想定している法定福利費との相違は審査項目としない。
- ・法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。
- ・入札参加者における工事費内訳書への法定福利費の記載方法については別紙参考例のとおり。

取扱い全般に関すること

土木総務課建設産業対策室

TEL：0852-22-5388

島根県の法定福利費の積算・公表に関すること

技術管理課土木設計基準G

TEL：0852-22-5941